

平成 2 7 年度
明石市人事行政の運営等の状況

平成 28 年 12 月
明 石 市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員採用試験の状況	1
(2) 退職の状況	2
(3) 部門別職員数	3
(4) 部局別職員数	3
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	4
(2) 職員給与費の状況	4
(3) 一般行政職の給与水準	5
(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	5
(5) 職員の初任給の状況	5
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	5
(7) 一般行政職員の級別職員数の状況	6
(8) 職員手当の状況	6
(9) 特別職の報酬等の状況	8
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間	9
(2) 休 日	9
(3) 休 暇	9
(4) 職務に専念する義務の免除	10
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分者数	11
(2) 懲戒処分者数	11
5 職員のサービスの状況	
(1) 年次休暇取得状況	12
(2) 育児休業取得状況	12
6 職員研修及び勤務評定の状況	
(1) 職員研修の実績	12
(2) 勤務成績の評定の状況	13
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 兵庫県市町村職員共済組合	14
(2) 明石市職員互助会	14
(3) 健康診断等の実施	14
8 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	15
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	15
9 等級及び職制上の段階ごとの職員数	16

地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況の公表が義務付けられました。本市では、これに伴い「明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、毎年12月末日までに前年度の状況について公表を行っています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成27年度職員採用試験の状況

職 種	募集人数	応募者数			1次筆記試験				1次合格者			最終合格者			倍率	採用者数		
					実施日	受験者												
事務職	大学卒 (前倒し)	20名程度	男 325 女 275	計 600	5月24日	男 297 女 261	計 558	男 26 女 29	計 55	男 4 女 9	計 13	42.9	男 3 女 4	計 7				
		15名程度	男 206 女 153	計 359	7月26日	男 183 女 131	計 314	男 24 女 28	計 52	男 5 女 7	計 12	26.2	男 5 女 6	計 11				
	高校卒	2名程度	男 17 女 25	計 42	9月20日	男 16 女 22	計 38			男 0 女 1	計 1	38.0	男 0 女 1	計 1				
土木職	大学・高専卒 (前倒し)	5名程度	男 22 女 7	計 29	5月24日	男 21 女 7	計 28	男 7 女 1	計 8	男 1 女 1	計 2	14.0	男 0 女 0	計 0				
	大学・高専卒	1名程度	男 4 女 3	計 7	7月26日	男 4 女 2	計 6	男 2 女 0	計 2	男 1 女 0	計 1	6.0	男 1 女 0	計 1				
建築職	大学・高専卒 (前倒し)	2名程度	男 4 女 1	計 5	5月24日	男 4 女 1	計 5	男 2 女 1	計 3	男 1 女 0	計 1	5.0	男 0 女 0	計 0				
	大学・高専卒	1名程度	男 1 女 1	計 2	7月26日	男 1 女 1	計 2	男 0 女 0	計 0	男 女	計 0	-	男 0 女 0	計 0				
電気・機械職	大学・高専卒 (前倒し)	2名程度	男 8 女 1	計 9	5月24日	男 7 女 1	計 8	男 1 女 0	計 1	男 0 女 0	計 0	-	男 0 女 0	計 0				
	大学・高専卒	1名程度	男 4 女 0	計 4	7月26日	男 4 女 0	計 4	男 1 女 0	計 1	男 0 女 0	計 0	-	男 0 女 0	計 0				
保健師	(通常)	2名程度	男 1 女 22	計 23	7月26日	男 1 女 22	計 23	男 0 女 8	計 8	男 0 女 3	計 3	7.7	男 0 女 2	計 2				
	(追加)	3名程度	男 3 女 27	計 30	1月30日	男 3 女 27	計 30	男 1 女 11	計 12	男 0 女 5	計 5	6.0	男 0 女 5	計 5				
言語聴覚士	1名	男 0 女 1	計 1	11月14日	男 0 女 1	計 1			男 0 女 1	計 1	1.0	男 0 女 1	計 1					
保育士	3名程度	男 8 女 42	計 50	11月1日	男 8 女 42	計 50	男 0 女 12	計 12	男 0 女 3	計 3	16.7	男 0 女 4	計 4					
総合技労職	2名程度	男 25 女 0	計 25	9月26日	男 21 女 0	計 21	男 6 女 0	計 6	男 1 女 0	計 1	21.0	男 1 女 0	計 1					
消防職	大学卒	3名程度	男 56 女 1	計 57	7月26日	男 37 女 1	計 38	男 12 女 0	計 12	男 3 女 0	計 3	12.7	男 3 女 0	計 3				
	高校卒	若干名	男 32 女 1	計 33	9月20日	男 31 女 1	計 32			男 1 女 0	計 1	32.0	男 1 女 0	計 1				
幼稚園教諭	1名	男 4 女 46	計 50	11月1日	男 4 女 44	計 48	男 0 女 6	計 6	男 0 女 1	計 1	48.0	男 0 女 1	計 1					
障害者 (事務職・技能 労務職)	2名程度	男 66 女 27	計 93	1月16日 1月17日	男 50 女 25	計 75	男 6 女 4	計 10	男 0 女 2	計 2	37.5	男 0 女 2	計 2					
任期付職員 (手話通訳)	2名程度	男 7 女 13	計 20	8月8日 8月9日	男 7 女 10	計 17			男 0 女 2	計 2	8.5	男 0 女 2	計 2					
任期付職員 (福祉職)	2名程度	男 21 女 34	計 55	1月23日 1月24日	男 18 女 30	計 48			男 2 女 0	計 2	24.0	男 2 女 0	計 2					

(2) 退職の状況

平成27年度は69人が退職しました。職種別事由別の退職者状況は以下のとおりです。

(単位:人)

職 種	定年退職	勸奨退職	そ の 他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一般行政職	25	6	8				1	40
医 療 職	3		1					4
消 防 職	2							2
企 業 職	4						1	5
技能労務職	6	1						7
教 育 職	6	1	4					11
計	46	8	13	0	0	0	2	69

- ・ 消防職・・・明石市消防職員をいう。
- ・ 企業職・・・地方公営企業(明石市水道部)の職員をいう。
- ・ 技能労務職・・・公用車運転、ごみ収集作業、用務、給食調理等の業務に従事する職員をいう。
- ・ 教育職・・・明石市立幼稚園、養護学校、商業高等学校の教員職員をいう。
(県費負担教職員を除く。)

平成27年度に退職した管理職以上の者のうち、平成28年4月1日以降に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

(単位:人)

区分	退職者	再就職者	内 訳		
			本市再任用	外郭団体	その他法人
理事・部長級	6	4	3	0	1
次 長 級	3	3	2	1	0
課 長 級	10	8	7	1	0
計	19	15	12	2	1

(3) 部門別職員数

平成27年度と平成28年度の4月1日現在の部門別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
一般行政部門	福祉関係を除く	議 会	13	14	1	業務量増による体制強化など
		総 務	354	360	6	中核市移行へ向けた組織体制の強化など
		税 務	84	84	0	
		労 働	1	1	0	
		農水産	22	18	△ 4	体制の見直しなど
		商 工	28	27	△ 1	体制の見直しなど
	福祉関係	土 木	179	170	△ 9	事業縮小による体制の見直しなど
		民 生	315	338	23	福祉事業の充実など
		衛 生	169	161	△ 8	業務委託や派遣事業の縮小など
小 計		1,165	1,173	8		
特別行政部門	教 育	357	358	1	中学校給食に係る体制強化など	
	消 防	235	237	2	消防署の体制強化など	
	小 計	592	595	3		
公営企業等計部門	病 院	0	0	0		
	水 道	64	60	△ 4	体制の見直しなど	
	交 通	0	0	0		
	下水道	85	70	△ 15	一部事業の見直しなど	
	その他	76	84	8	国保の広域化や介護保険の体制強化など	
小 計		225	214	△ 11		
計		1,982	1,982	0		

(4) 部局別職員数

平成27年度と平成28年度の4月1日現在の部局別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

部局名	平成27年度			平成28年度			対前年度 増減数
	男	女	計	男	女	計	
市 長 部 局	890	401	1,291	871	421	1,292	1
行 政 委 員 会	27	8	35	27	8	35	0
教 育 委 員 会	173	184	357	173	185	358	1
消 防 本 部	227	8	235	229	8	237	2
水 道 事 業 事 務 部 局	60	4	64	58	2	60	△ 4
総 計	1,377	605	1,982	1,358	624	1,982	0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (A)	歳出額 (B)	人件費 (C)	市民一人当 たり人件費 (C÷A)	人件费率 (C÷B)	前年度 人件费率
平成 27年度	人 298,059	千円 99,572,905	千円 17,720,427	千円 59	% 17.8	% 18.0

注：1 人件費は、県下各市比較のため、一般会計および葬祭事業など一部の特別会計から構成される普通会計決算額であり、また、臨時職員に支給される賃金を除いています。

2 市民一人当たり人件費については、県内29市のうち、本市は少ない方から9位となっており、県内の最高は94千円、最低は49千円です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成 27年度	人	千円 8,049,818	千円 2,062,939	千円 3,141,411	千円 13,254,168	千円 7,544
短時間 除く場合	1,757	7,181,660	1,912,794	2,879,456	11,973,910	6,815

注：1 職員数は4月1日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数です。

2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費です。

下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費です。

3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費です。

下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費です。

4 職員手当には、退職手当および共済費を含みません。

5 特別職は含みません。

(3) 一般行政職の給与水準

ラスパイレス指数	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
明 石 市	101.7	101.9	101.8	101.8	101.2
対前年増減	△0.2	0.2	△0.1	0.0	△0.6

注：ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料月額を 100 とした場合の給料水準を表す指数です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	明石市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	333,033 円	42.8 歳	331,816 円	43.6 歳
技能労務職	352,659 円	49.0 歳	287,447 円	50.4 歳

(5) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分		明石市	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	178,200 円
	高校卒	149,000 円	146,100 円

注：平成 25 年 4 月より兵庫県職員の初任給に準じた額に引き下げました。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	273,694 円	319,953 円	366,748 円
	高校卒	240,400 円	274,300 円	316,750 円
技能労務職	高校卒	230,800 円	—	307,950 円

注：経験年数には、採用前の勤務経歴などを含みます。

(7) 一般行政職員の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任	係長	課長	次長 参事	部長 参与	
職員数	84人	46人	206人	220人	252人	126人	39人	23人	996人
構成比	8.4%	4.6%	20.7%	22.1%	25.3%	12.7%	3.9%	2.3%	100.0%
1年前の構成比	8.1%	4.2%	23.7%	21.2%	25.7%	10.8%	4.2%	2.1%	100.0%
5年前の構成比	1.9%	4.5%	35.0%	17.0%	24.6%	11.3%	3.7%	2.0%	100.0%

(8) 職員手当の状況（平成27年度中又は平成28年4月1日現在）

区分	支給内容など	
地域手当	支給実績（平成27年度普通会計決算） 682,869,447円	
	支給対象地域 全市域	
	支給率 6.0%	
	（平成24年度から平成27年度まで毎年度0.5%引き下げ、平成28年度は2.0%引き下げた（平成24年度9.5%、平成25年度9.0%、平成26年度8.5%、平成27年度8.0%、平成28年度以降6.0%）。	
	支給対象職員数	1,757人
	平均支給年額	388,656円
特殊勤務手当	支給実績（平成27年度普通会計決算） 44,573,540円	
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額 136,729円	
	職員全体に占める手当支給職員の割合 18.55%	
時間外勤務手当	27年度 (普通会計決算)	支給総額 410,298,086円
		職員1人当たりの支給年額 219,999円
	26年度 (普通会計決算)	支給総額 459,350,940円
		職員1人当たりの支給年額 248,030円

区分	明石市			国
期末勤勉 手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6月期	1.225月分	0.800月分	
	12月期	1.375月分	0.800月分	
	計	2.60月分	1.60月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				
退職手当	(支給率)			同 左
		自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	
	(その他の加算措置) 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給 定年前早期退職特例措置：定年前1年につ き3%を超えない範囲内で加算			
平均支給額（平成27年度全退職者） 20,082千円				
扶養手当	(1)配偶者 月額13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養 親族 月額11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末ま での子 月額5,000円を加算			同 左

住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、月額27,000円を限度として支給 (参考)家賃負担額が、月額55,000円以上の場合 月額27,000円 (2)自宅居住者 支給なし(平成27年4月から廃止)	(1)借家居住者 同 左 (2)自宅居住者 同 左
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額(月額55,000円を限度) (6か月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じて、月額31,600円を限度として支給 (参考)通勤距離が、60km以上の場合 月額31,600円を支給	同 左

(9) 特別職の報酬などの状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当 (年間4.15月分)
市 長 (給与30%カット)	給料	758,800円 (カット前1,084,000円)	3,778,824円 (5,398,320円)
副市長 (給与16%カット)		751,800円 (カット前 895,000円)	3,743,964円 (4,457,100円)
議 長	報酬	732,000円	3,645,360円
副議長		667,000円	3,321,660円
議 員		602,000円	2,997,960円

注:1 平成24年4月より、市長などの給料月額を約4.6%、議員の報酬月額を約4.3%引き下げました

2 期末手当=(給料月額+給料月額×役職加算20%)×年間4.15月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成28年4月1日現在）

(1) 勤務時間

（一般職員の場合）

- 勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としています。1日の勤務時間は、午前8時55分から午後5時40分までの休憩時間60分を除いた7時間45分となっています。
- 休憩時間：午前12時から午後1時までとしています。ただし、窓口に勤務する職員は交代で休憩時間をとっています。
- 週休日：日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

職員の休暇には、年次有給休暇のほか、夏季休暇などの特別休暇があり、その概要は以下のとおりです。

種類	給与の別	取得可能日数等
年次有給休暇	有給	1年度につき20日
療養休暇	有給	① 公務上における負傷又は疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア 結核性疾患の場合 1年以内 イ 精神障害による疾病 120日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
産前休暇	有給	出産予定日を含み8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から申し出た期間
産後休暇	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
子の看護休暇	有給	養育する小学校就学の始期に達するまでの子の看護等をするとき 1年度につき5日以内
短期介護休暇	有給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 1年度につき5日以内
介護休暇	無給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 6月以内で必要と認められる期間
出産補助休暇	有給	2日以内の期間
育児参加休暇	有給	5日以内の期間
育児時間	有給	1日を通じて90分以内
生理休暇	有給	2日以内の期間(3日目以後は無給)
結婚休暇	有給	連続する5日以内の期間
夏季休暇	有給	7月から9月までの期間内に6日以内
忌引休暇	有給	親族に応じ条例で定める日数(1日～7日)
ボランティア休暇	有給	1年度につき5日以内
ドナー休暇	有給	ドナー登録及び骨髄液を提供するために必要な期間
組合休暇	無給	1年度につき30日以内
リフレッシュ休暇	有給	① 勤続年数が10年に達した者 連続する3日間 ② 勤続年数が20年に達した者 連続する5日間 ③ 勤続年数が30年に達した者 連続する5日間

(4) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないという職務に専念する義務があります。ただし、例外的に法律又は条例等に特別の定めがある場合には、その職務に専念する義務が免除されます。明石市においても規則で免除される場合を定めておりますが、その定め以外に市長が特に定めるものは以下のとおりです。

種類	内容	職務専念義務が免除される期間	給与の別
人間ドック職免	兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期人間ドックを受診する場合	2日以内の必要な期間	有給
献血職免	市役所で実施される市民献血の日に職員が献血に協力する場合	献血に必要な時間	有給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由（疾病により職責が果たせない等）がある場合に、職員の意に反して行う不利益処分、降任・降給・休職・免職の処分を行うことを言い、懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁を科す処分のことで、戒告・減給・停職・免職があります。

平成27年度における分限処分者数及び懲戒処分者数は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	16	0	16
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	16	0	16

(2) 懲戒処分者数

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正	0	0	2	0	2
一般服務違反関係	0	0	1	0	1
一般非行関係	0	0	0	1	1
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	3	1	4

5 職員の服務の状況

平成27年度における職員の年次休暇取得状況及び育児休業取得状況は以下のとおりです。

(1) 年次休暇取得状況

(単位:日)

使用率(%) (総使用日数/総付与日数*100)	対象職員数(人)	一人当たりの平均使用日数 (総使用日数/職員数)
32.3	1,982	12.0

(2) 育児休業取得状況

(単位:人)

	育児休業	部分休業
男	2	2
女	56	30

6 職員研修及び勤務評定の状況

(1) 職員研修の実績

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技術等を習得させ、勤務能率の発揮及び増進を目的として行うものであり、平成27年度の職員研修の実績は以下のとおりです。

	研修課程	研修対象者	受講者数
基本 研 修	新規採用職員研修ステップ1	平成27年度新規採用職員	47
	新規採用職員研修ステップ2	平成27年度新規採用職員	47
	新規採用職員研修ステップ3	平成27年度新規採用職員	46
	新任主任研修	新任主任	51
	新任係長・作業長研修	新任係長、新任作業長	47
	新任管理職研修	新任管理職	27
	再任用職員研修	新たに再任用された職員	35
	任期付短時間勤務職員研修	新たに採用された任期付短時間勤務職員	83
	ハラスメント防止研修(係長級以上)	係長級以上の職員	22
	人権意識啓発研修(一般職員)	行政職2級、3級の職員	23
	メンタルヘルス研修	行政職2級、3級の職員	84
	公務員倫理研修	主任級以下の職員	42
	さかなのまち明石体感研修	平成27年度新規採用職員	46

	研修課程	研修対象者	受講者数
能力 開 発 研 修	人材育成評価制度 導入研修	新たに制度の対象となった職員	51
	人材育成評価制度 評価者研修	新任係長	41
	部下育成スキルアップトレーニング	係長級の職員	24
	エルダー職員研修	新規採用職員のエルダー職員	47
	法令実務研修	係長級以下の職員	14
	地方自治法研修	係長級以下の職員	29
	行政法・憲法研修	係長級以下の職員	12
	自治体基本法務研修	係長級以下の職員	41
	民法研修	係長級以下の職員	34
	文書作成力向上研修	行政職3級以下の職員	34
	職場の課題発見・解決研修	行政職3級以下の職員	12
	クレーム対応研修	行政職1級～3級の職員及び任期付短時間勤務職員	29
	社会福祉施設体験研修	入庁3年目の職員	32
	手話基本研修	全職員（再任用職員、任期付職員を含む）	182
セ ミ ナ ー	職員改革セミナー	各課からの希望職員	320
	人権特別セミナー	各課からの希望職員	132
派 遣 研 修	自治大学校第2部	50歳未満の監督職職員	1
	自治大学校第3部	55歳未満の課長級～次長級職員	1
	市町村アカデミー	実務担当職員等	6
	国際文化アカデミー	実務担当職員等	11
	国土交通大学校	実務担当職員等	4
	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	37
	播磨自治研修協議会	実務担当職員等	84
	兵庫県企画県民部	実務担当職員等	21
	その他派遣研修	実務担当職員等	40
	自 研 究	自主研究グループ	希望職員グループ

なお、上記の研修は、人材開発課が所管する研修であり、人材開発課以外の各課においても、所管する職務の遂行能力向上のため、上記のほか専門知識、専門技術に関する研修を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

懲戒及び分限処分並びに休職等の状況に応じた勤務成績の評定を行い、職員の昇給や勤勉手当等に反映するとともに、平成25年度より部長級職員を平成27年度より次長級職員を対象に、実績評価に基づく査定ボーナス及び昇給制度を実施しています。

また、OJT（職場実践トレーニング）と有機的に連動した人材育成を目的とする人材育成評価制度を、平成22年度より、管理職・監督職・主任級職員へと順次段階的に導入し、平成25年度には、行政職3級職（在級6年目以上の者）まで対象を拡大するとともに、管理職については、評価者として部下の指導育成に専念するため、被評価者から外すこととしました。そして、平成26年度には、行政職1級職まで拡大し、係長以下の職員すべてを対象に実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生の概要は以下のとおりです。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（厚生年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

※ 幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、公立学校共済組合の組合員となっています。

(2) 明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金と、市の負担金で運営されています。平成27年度における会員の掛金率は給料月額の4/1000、市の負担金率は給料月額の3/1000です。

※ 幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、学校厚生会の会員となっています。

(3) 健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断、特殊業務健康診断（有機溶剤健診）や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診（深夜勤健診）などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス事業では、臨床心理士やカウンセラーによる相談、ストレスチェック、職員研修などを実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し、判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の不服申立てに対する裁決又は決定をすること等の業務を担っています。

なお、平成27年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況については、以下のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

平成27年3月31日 現在継続件数	平成27年度中 措置要求件数	平成27年度中 処理件数	平成28年3月31日 現在継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位:件)

区 分	平成27年3月31日 現在継続件数	平成27年度中 不服申立て件数	平成27年度中 処理件数	平成28年3月31日 現在継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

9 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

(1) 行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	125	8.6	事務職員	67	541	37.2	事務職員級
	2 消防士の職務			技術職員	18			
				保育士	15			
				保健師	8			
				消防士	17			
			計	125				
2級	1 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	92	6.3	事務職員	39	541	37.2	事務職員級
	2 消防副士長の職務			技術職員	6			
				保育士	8			
				保健師	5			
				消防副士長	21			
			再任用	13				
			計	92				
3級	1 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う職務	324	22.3	事務職員	197	541	37.2	事務職員級
	2 消防士長の職務			技術職員	20			
				保育士	22			
				保健師	10			
				消防士長	67			
			再任用	8				
			計	324				
4級	1 主任の職務	337	23.2	主任	276	337	23.2	主任級
	2 消防司令補の職務			消防司令	61			
				計	337			
5級	1 係長の職務	338	23.3	係長	269	338	23.3	係長級
	2 消防司令の職務			所長	7			
	3 上記職務に相当する職務として規則に定める職務			副所長	14			
				事務長	1			
				消防司令	47			
			計	338				
6級	1 課長の職務	162	11.1	課長	73	162	11.1	課長級
	2 副課長及び主幹の職務			所長	3			
	3 消防司令長の職務			館長	1			
	4 上記職務に相当する職務として規則に定める職務			事務局長	1			
				副室長	1			
				担当課長	53			
				主幹	9			
				消防司令長	19			
		再任用	2					
			計	162				
7級	1 室長の職務	50	3.4	次長	23	50	3.4	次長級
	2 次長の職務			室長	14			
	3 参事の職務			局長	3			
	4 消防監の職務			所長	1			
	5 上記職務に相当する職務として規則に定める職務			会計管理者	1			
				消防監	2			
		再任用	6					
			計	50				
8級	1 理事の職務	25	1.7	理事	3	25	1.7	部長級
	2 局長の職務			部長	18			
	3 部長の職務			局長	2			
	4 参与の職務			消防長	1			
	5 消防長の職務			再任用	1			
	6 上記職務に相当する職務として規則に定める職務							
			計	25				
合計		1,453	100.0					

(2) 技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	1	0.4	用務員	1	237	95.2	技能職員級
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	7	2.8	調理員	1			
				用務員	1			
				介護調査員	1			
				再任用	4			
				計	7			
3級	高度の技能又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	45	18.1	自動車運転手	17			
				衛生技能員	1			
				調理員	9			
				作業員	3			
				技能員	2			
				警備員	1			
				用務員	12			
				計	45			
4級	作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務又は相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	184	73.9	作業長	2			
				技能員	4			
				自動車運転手	68			
				衛生技能員	3			
				調理員	23			
				作業員	18			
				技能員	2			
				警備員	6			
				用務員	54			
				介護調査員	4			
				計	184			
5級	相当の経験を必要とする作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務	12	4.8	作業長	10			
				衛生技能長	1			
				主任警備員	1			
				計	12			
	合計	249	100.0					

(3) 医療職給料表 (一)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療に関する業務を行う職務	1	100.0	医師	1	1	100.0	医師級
				計	1			
	合計	1	100.0					

(4) 医療職給料表 (二)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、理学療法士等の職務	2	16.7	栄養士	1	6	50.0	医療技術職員級
				言語聴覚士	1			
				計	2			
2級	困難な業務を行う栄養士、理学療法士等の職務	2	16.7	理学療法士	1			
				再任用	1			
				計	2			
3級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う栄養士、理学療法士等の職務	1	8.3	栄養士	1			
				計	1			
4級	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う栄養士、理学療法士等の職務	1	8.3	理学療法士	1			
				計	1			
5級	主任栄養士、主任理学療法士等の職務	6	50.0	主任栄養士	1	6	50.0	主任級
				主任理学療法士	2			
				主任作業療法士	3			
				計	6			
合計		12	100.0					

(5) 医療職給料表 (三)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う看護師の職務	1	100.0	看護師	1	1	100.0	看護師級
				計	1			
				合計				

(6) 幼稚園教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 教諭及び養護教諭の職務 2 指導主事に充てられ、教諭及び養護教諭に相当する職務に従事する指導主事の職務	82	53.6	教諭	54	82	53.6	教諭級
				養護教諭	6			
				指導主事	16			
				幼児教育相談員	4			
				再任用	2			
計	82							
3級	1 主幹教諭の職務 2 指導主事に充てられ、主幹教諭に相当する職務に従事する指導主事の職務	26	17.0	主幹教諭	24	26	17.0	主幹教諭級
				指導主事	1			
				専門指導員	1			
				計	26			
4級	1 園長の職務 2 指導主事に充てられた主幹、係長、主任指導主事の職務	36	23.5	園長	28	36	23.5	園長級
				所長	1			
				係長	2			
				主幹	1			
				主任指導主事	4			
計	36							
5級	1 特に困難な業務を行う園長の職務 2 指導主事に充てられた課長、所長、主幹（困難な職務に従事するものに限る。）の職務	9	5.9	課長	3	9	5.9	指導主事級
				所長	1			
				主幹	5			
				計	9			
合計		153	100.0					

(7) 高等学校教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	教諭及び養護教諭の職務	46	86.8	教諭	44	46	86.8	教諭級
				養護教諭	1			
				実習助手	1			
				計	46			
3級	主幹教諭の職務	4	7.5	主幹教諭	4	4	7.5	主幹教諭級
				計	4			
4級	教頭の職務	1	1.9	教頭	1	1	1.9	教頭級
				計	1			
5級	1 校長の職務 2 指導主事に充てられた参与、次長の職務	2	3.8	校長	1	2	3.8	校長級
				次長	1			
				計	2			
合計		53	100.0					

(8) 企業職給料表 (一)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	5	10.0	事務職員	2	11	22.0	事務職員級
				技術職員	3			
				計	5			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	3	6.0	再任用	3	13	26.0	主任級
				計	3			
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う職務	3	6.0	事務職員	2	20	40.0	係長級
				技術職員	1			
				計	3			
4級	主任の職務	13	26.0	主任	13	13	26.0	主任級
				計	13			
5級	1 係長の職務 2 水道サービスセンター所長、場長及び副場長の職務	20	40.0	係長	13	20	40.0	係長級
				所長	1			
				場長	3			
				副場長	3			
	計	20						
6級	1 課長の職務 2 副課長及び主幹の職務	5	10.0	課長	5	5	10.0	課長級
				計	5			
7級	1 次長の職務 2 参事の職務	1	2.0	次長	1	1	2.0	次長級
				計	1			
合計		50	100.0					

(9) 企業職給料表 (二)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3 級	高度の技能及び相当の経験を必要とする業務を行う職務	1	2.0	技能員	1	1	10.0	技能職員級
				計	1			
4 級	工事長及び工事指導員の職務又は相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	6	60.0	工事指導員	3	6		
				技能員	3			
				計	6			
5 級	水道サービスセンター長の職務又は相当の経験を必要とする工事長の職務	3	30.0	工事長	3	3	30.0	係長級
				計	3			
合 計		10	100.0					